

主な内容

- 2面 論説
- 3面 当面の問題シリーズ  
確定申告期限の見直しを  
第53回定期大会議案
- 4面 第53回定期大会議案
- 5面 第53回定期大会質疑応答

発行所 東京税理士政治連盟

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1

東京税理士協同組合会館3F

電話 03(3356)4479

URL http://www.t-zeisei.jp/

編集発行人 広報委員長 嶋崎 雄幸

# 東京税政連

## 第53回定期大会を開催



盛大に開催された第53回定期大会

### 全7議案を承認可決

9月20日、本連盟は京王プラザホテルにおいて第53回定期大会を開催した。当日は、200名を超える代議員及び一般会員が出席し、また、多くの来賓を迎えて盛大に開催された。今大会では、例年審議される前年度の運動経過と組織活動報告、さらに本年度の運動方針と組織活動方針並びに収支予算に加え、今年度が役員改選期であることから役員任期満了に伴う改選を諮り、全7議案が承認可決された(議案の詳細は後述)。

細な内容は、第1号、第2号、第6号議案は本紙第216号の4面、第5号、第3号、第4号議案は本紙217号の4面5面を参照。冒頭、渡邊会長は、次のとおりあいさつをした。「税理士法改正について、現在、日税連制度部の答申の内容に対する意見が集められているが、税理士法改正に対する運動は、本連盟の活動の中でも非常に重要であるので、積極的に対応していく。消費税率引き上げに伴う軽減税率制度及び

### 新年号掲載の新春写真を募集

東京税政連では令和2年1月1日発行の本紙1面に掲載する新春写真を募集します。奮ってご応募下さい。

- ◆テーマ 自由。新年号にふさわしいもの。タイトルを添えて。
- ◆サイズ A4ヨコで掲載されます。
- ◆条件 税理士が撮影したもので、日税連、日税政、東京会等に応募していない作品。
- ◆送付方法 データをメールにて送るか写真を郵送。
- ◆締切 令和元年12月2日(月)
- ◆送付先 E-Mail : info@tozeisei.jp 郵送 : 〒151-0051 渋谷区千駄ヶ谷5-11-1 東京税理士協同組合会館3階 東京税理士政治連盟事務局 行 ※ご不明な点は、本連盟事務局(☎03-3356-4479)までお問い合わせ下さい。

ラケビーワールドカップは日本の活躍で盛り上がり、来年はいよいよオリンピック開催、好景も維持している現状は、日本が往年の勢いを取り戻しているように感じる▼そんな中で消費税率引き上げ。これが日本経済にどのような影響を与えるかは未知数だが、高齢化社会や財政状態を考えると増税という選択肢自体はやむを得ず、国民の一定の理解もあるわけだが、それでも各々の家計は心配である▼景気の先行きは不透明だが、キャッシュレス・ポイント還元制度によるキャッシュレスの普及は期待している▼キャッシュレスとは、クレジットカード・電子マネー・QRコードなどの決済のことをいうが、スマホのアプリを立ち上げ、あっという間に決済してしまう光景は既に街中では見慣れたものであり、そういえばもう一週間財布を開けてない、なんてこともある▼このポイント還元制度には批判もあるが国が未来の姿を示すことには意味がある。今年、来年と外国人が多数来日し、今後も外国人観光客・就労者は増加を続けていく▼もはや世界の個人々に国境意識は薄く、貨幣制度の存在意義にも変化が生じている。税理士はこの流れに取り残されなくなぐ、税理士としてならないうように未来を担う一翼となることを期待したい。

### 東京税理士政治連盟 会長 名倉明彦



## 会長就任にあたって

第53回定期大会において会長に選任されました新橋 税政連の名倉明彦です。2年間どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

連盟規約第2条に、「本連盟は、税理士の社会的使命に鑑み、国民のための税理士制度及び租税制度を確立するために必要な政治活動を行うことを目的とする。」とあります。

渡邊前会長が築き上げた基盤を引き継ぎ、大会で承認された運動方針・組織活動を行うことを目的とする。第一は税制改正です。

①第一は税制改正です。税制改正大綱の策定が年末に向け佳境になってまいりますが、消費税の問題は最重要であります。

②次に税理士法改正です。日本税理士会連合会は令和元年5月13日付で次期税理士法改正に向けた検討

も散見されます。東京会においても、さらに魅力ある制度として将来にわたり維持・発展できるように、検討が進められています。本連盟としても必要な施策を講じていく所存であります。

③最後に組織の強化です。東税政の組織率が低下

ご承知のとおり、この10月から軽減税率制度が導入されました。ポイント還元と相まって現場での混乱が起きています。東京税理士会(以下東京会という)とともに本連盟においても多くの問題を指摘してきた軽減税率制度について、今

に資するべく、14項目の次期税理士法改正に関する答申を公表し、税理士会会員の意見募集を開始しております。昭和26年に税理士法が制定されたからおよそ70年が経過しようとして

しております。昨年度、支部会員の全員を単位税政連の会員として組織する旨の規約改正を各単位税政連にお願いし、11の単位税政連に早速対応していただきました。他の単位税政連にも

動きかけてまいります。税政連の活動には人的・財政的基盤の充実が不可欠です。税政連活動による成果は全税理士がその恩恵を受けるわけですから、証券交付書、支部長会・理事会の

の会務報告、東京会との合同セミナー等あらゆる機会を通して会員の増強を図ります。

税政連の活動にご理解とご支援を承りますようお願い申し上げます。就任のあいさつさせていただきます。

### 関係省庁との勉強会開催

片山さつき参議院議員が協力

10月25日、本連盟は、東京税理士会と共催で、「令和2年度税制改正の動向に関する勉強会」(財務省・国税庁・総務省・経済産業省・中小企業庁の担当者らと語

る)を開催した。片山議員から、都



関係省庁との勉強会開催の様子



# 中小企業関係団体と懇談

## 税制改正要望など意見交換

本連盟は10月7日、東京税理士会と共催で「中小企業関係団体との懇談会」を第一回と第二年度税制改正要望に向けた今回は、27回目を迎えた。今回は、第一回と第二年度税制改正要望について、



税制改正要望など意見交換  
懇談会にて写真。

# 選任役員一覧

- 【会長(1名)】 名倉昭彦(新宿)
- 【副会長(6名以内)】 野間口嘉平(世田谷)、柴崎一男(京橋)、吉川裕一(杉並)、鈴木誠(上野)、小林英理子(品川)、田尻吉正(向島)
- 【幹事長(1名)】 坂田寛(板橋)
- 【幹事(25名以内)】 菅原祥元(麻布) 〓 副幹事長・政策委員長、平野弘道(杉並) 〓 副幹事長・財務委員長、竹田剛志(渋谷) 〓 副幹事長・組織委員長、森下清隆(小石川) 〓 副幹事長・国対委員長、嶋崎雄幸(青梅) 〓 副幹事長・広報委員長、大美賀功貴(王)
- 【副幹事長・後援会対策委員長、一之瀬渉(立川) 〓 副幹事長・規約改正推進特別委員長、遠藤潔(王子) 〓 副幹事長・鈴木茂和(豊島) 〓 政策副委員長、香山正男(京橋) 〓 政策副委員長、落合久美子(新宿) 〓 財務副委員長、佐藤弘毅(練馬西) 〓 財務副委員長、水谷治(渋谷) 〓 組織副委員長、越澤清久(葛飾) 〓 組織副委員長、中村志雄(上野) 〓 組織副委員長、大嶋広太郎(上野) 〓 国対副委員長、高橋直之(武蔵府中) 〓 国対副委員長、高橋千亜紀(本郷) 〓 国対副委員長、森下樹樹(杉並) 〓 広報副委員長、小倉修品(川) 〓 広報副委員長、川邊洋二(北沢) 〓 広報副委員長、高橋晃一(大森) 〓 後援会対策副委員長、阿部勉(武蔵野) 〓 後援会対策副委員長、坂田稔(板橋) 〓 規約改正推進特別委員長
- 【総務会長(1名)】 脇坂雄一(品川)
- 【総務副会長(2名以内)】 水野よ志(世田谷)、山本竜三郎(蒲田)
- 【総務(100名以内)】 村田隆秀(須賀)、野口光夫(神田)、須佐正秀(日本橋)、安藤公徳(京橋)、塚本清(芝)、鈴木秀夫(四谷)、渡邊光太郎(麻布)、関屋一馬(小石川)、松原雄士(本郷)、大嶋広太郎(上野)、片岡正行(浅草)、内海敏夫(品川)、恩田聖子(荏原)、松岡啓子(大森)、佐々木千晶(豊島)、森河道太(蒲田)、田原明(世田谷)、高橋恒次(北沢)、守屋みゆき(玉川)、中川達彦(目黒)、竹田剛志(渋谷)、佐竹茂市郎(新宿)、瀬口盛行(中野)、成田忠幸(杉並)、瀧川清人(荻窪)、荻野力生(板橋)、安田耕三(練馬東)、中村和彦(練馬西)、寺澤司(豊島)、大美賀功貴(王子)、木田正幸(荒川)、立田彰(足立)、石田英夫(西新井)、石崎達郎(本所)、吉村壽貴(向島)、小林愛夫(葛飾)、寺嶋秀夫(江戸川北)、西村新一(江戸川南)、出雲敏昭(江東西)、志目健二(江東東)、平山敬夫(青梅)、直井利恵(八王子)、山口広記(日野)、小椋肇文(町田)、大久保昭彦(立川)、土田士朗(東村山)、亀田義治(武蔵野)、高橋直之(武蔵府中) (以上、単位税政連からの推薦)
- 名倉昭彦(新宿)、野間口嘉平(世田谷)、柴崎一男(京橋)、吉川裕一(杉並)、鈴木誠(上野)、小林英理子(品川)、田尻吉正(向島)、坂田寛(板橋)、菅原祥元(麻布)、平野弘道(杉並)、竹田剛志(渋谷)、森下清隆(小石川)、嶋崎雄幸(青梅)、大美賀功貴(王)、高橋晃一(大森)、阿部勉(武蔵野)、坂田稔(板橋)、脇坂雄一(品川)、水野よ志(世田谷)、山本竜三郎(蒲田)、村田隆秀(須賀)、野口光夫(神田)、須佐正秀(日本橋)、安藤公徳(京橋)、塚本清(芝)、鈴木秀夫(四谷)、渡邊光太郎(麻布)、関屋一馬(小石川)、松原雄士(本郷)、大嶋広太郎(上野)、片岡正行(浅草)、内海敏夫(品川)、恩田聖子(荏原)、松岡啓子(大森)、佐々木千晶(豊島)、森河道太(蒲田)、田原明(世田谷)、高橋恒次(北沢)、守屋みゆき(玉川)、中川達彦(目黒)、竹田剛志(渋谷)、佐竹茂市郎(新宿)、瀬口盛行(中野)、成田忠幸(杉並)、瀧川清人(荻窪)、荻野力生(板橋)、安田耕三(練馬東)、中村和彦(練馬西)、寺澤司(豊島)、大美賀功貴(王子)、木田正幸(荒川)、立田彰(足立)、石田英夫(西新井)、石崎達郎(本所)、吉村壽貴(向島)、小林愛夫(葛飾)、寺嶋秀夫(江戸川北)、西村新一(江戸川南)、出雲敏昭(江東西)、志目健二(江東東)、平山敬夫(青梅)、直井利恵(八王子)、山口広記(日野)、小椋肇文(町田)、大久保昭彦(立川)、土田士朗(東村山)、亀田義治(武蔵野)、高橋直之(武蔵府中) (以上、単位税政連からの推薦)
- 【推薦審査会長(1名)】 嶋岡恒篤(杉並)
- 【推薦審査副会長(2名以内)】 秋元弘光(蒲田)、新屋之昌(麻布)
- 【会計監事(3名以内)】 依田裕(江戸川南)、町田長生(青梅)、池島邦雄(練馬西)

# 論説

## 令和元年9月20日の定期大会において名倉新会長が選任された。

渡邊前会長4年間お疲れさまでした。名倉新会長の下での税政連の活動に引き続きご支援、ご協力を願います。

さて、この原稿を書いているのが10月4日、改正消費税法が施行されて4日目である。記憶の片隅に残っておられるかも思うが、この消費税率の改正は「社会保障と税の一体改革」関連法の中で平成26年4月から税率8%へ、そして1年半後の平成27年10月から10%へ引上げが決定されてい

た。しかし景気弾力条項が附則につけられ、10%への引上げは平成26年11月、平成28年6月の2回にわたり延期された。この間に与党内で軽減税率導入の検討が進められ、平成27年12月の与党税制大綱において10%への引

## 軽減税率制度の廃止に向けて

上げと同時に軽減税率を導入する旨が記載され、翌年の消費税法改正で決定したものである。東京税理士会及び東税連では軽減税率導入の検討が始められた時から一貫してこの制度の導入には反対をしてきた。「逆進性の緩和には軽減税率の導入ではなく給付付き

税額控除で」と訴え続けてきた。この間、2度にわたり引上げ延期が表明されたため、2度あることは3度あるのではとの期待からか、今年になってこの導入反対運動の情熱が冷めてきたのではないかと感じていた。そして10月1日を迎え、つ

かった。イトーンかテクアウトか、おもちゃ付きお菓子はとか、8%と10%の線引きである課題テクニックの問題だけが議論され、逆進性対策は全く議論されないうままであった。政府広報オンラインでは「所得の低い

に3度目の正直で税率引上げ、軽減税率導入が実施されてしまった。導入反対を訴え続けてきた者として忸怩たる思いがある。軽減税率が何故か新聞に導入されたため、この制度のゆがみ、デメリットがマスコミに取り上げられることはほとんどな

い。一方で配慮する観点から軽減税率制度が導入されます」と今もなお説明している。しかしこのように毎日の記帳をしなければならぬかの説明はない。ようやく国税庁のHPに「消費税率確定申告書を作成するためには「区分経理」が必要である」とのリーフレットが掲載

された。ご丁寧に「決算書類からは消費税申告書の作成ができませんと赤字で記載されている。EUに旅行し」「食料品には付加価値税が付いていない、これは是非日本にも導入すべき」との安易な考えでこの制度を導入しようとしたのである。これは天下の愚案である。そうではないかと思うが、「社会保障と税の一体改革」の原典に立ち返り、今一度この制度を見直し、どのような税制が我が国に必要なのか真剣に議論してみようではないか。

【副幹事長・後援会対策委員長、一之瀬渉(立川) 〓 副幹事長・規約改正推進特別委員長、遠藤潔(王子) 〓 副幹事長・鈴木茂和(豊島) 〓 政策副委員長、香山正男(京橋) 〓 政策副委員長、落合久美子(新宿) 〓 財務副委員長、佐藤弘毅(練馬西) 〓 財務副委員長、水谷治(渋谷) 〓 組織副委員長、越澤清久(葛飾) 〓 組織副委員長、中村志雄(上野) 〓 組織副委員長、大嶋広太郎(上野) 〓 国対副委員長、高橋直之(武蔵府中) 〓 国対副委員長、高橋千亜紀(本郷) 〓 国対副委員長、森下樹樹(杉並) 〓 広報副委員長、小倉修品(川) 〓 広報副委員長、川邊洋二(北沢) 〓 広報副委員長、高橋晃一(大森) 〓 後援会対策副委員長、阿部勉(武蔵野) 〓 後援会対策副委員長、坂田稔(板橋) 〓 規約改正推進特別委員長

【総務会長(1名)】 脇坂雄一(品川)

【総務副会長(2名以内)】 水野よ志(世田谷)、山本竜三郎(蒲田)

【総務(100名以内)】 村田隆秀(須賀)、野口光夫(神田)、須佐正秀(日本橋)、安藤公徳(京橋)、塚本清(芝)、鈴木秀夫(四谷)、渡邊光太郎(麻布)、関屋一馬(小石川)、松原雄士(本郷)、大嶋広太郎(上野)、片岡正行(浅草)、内海敏夫(品川)、恩田聖子(荏原)、松岡啓子(大森)、佐々木千晶(豊島)、森河道太(蒲田)、田原明(世田谷)、高橋恒次(北沢)、守屋みゆき(玉川)、中川達彦(目黒)、竹田剛志(渋谷)、佐竹茂市郎(新宿)、瀬口盛行(中野)、成田忠幸(杉並)、瀧川清人(荻窪)、荻野力生(板橋)、安田耕三(練馬東)、中村和彦(練馬西)、寺澤司(豊島)、大美賀功貴(王子)、木田正幸(荒川)、立田彰(足立)、石田英夫(西新井)、石崎達郎(本所)、吉村壽貴(向島)、小林愛夫(葛飾)、寺嶋秀夫(江戸川北)、西村新一(江戸川南)、出雲敏昭(江東西)、志目健二(江東東)、平山敬夫(青梅)、直井利恵(八王子)、山口広記(日野)、小椋肇文(町田)、大久保昭彦(立川)、土田士朗(東村山)、亀田義治(武蔵野)、高橋直之(武蔵府中) (以上、単位税政連からの推薦)

【推薦審査会長(1名)】 嶋岡恒篤(杉並)

【推薦審査副会長(2名以内)】 秋元弘光(蒲田)、新屋之昌(麻布)

【会計監事(3名以内)】 依田裕(江戸川南)、町田長生(青梅)、池島邦雄(練馬西)

【副幹事長・後援会対策委員長、一之瀬渉(立川) 〓 副幹事長・規約改正推進特別委員長、遠藤潔(王子) 〓 副幹事長・鈴木茂和(豊島) 〓 政策副委員長、香山正男(京橋) 〓 政策副委員長、落合久美子(新宿) 〓 財務副委員長、佐藤弘毅(練馬西) 〓 財務副委員長、水谷治(渋谷) 〓 組織副委員長、越澤清久(葛飾) 〓 組織副委員長、中村志雄(上野) 〓 組織副委員長、大嶋広太郎(上野) 〓 国対副委員長、高橋直之(武蔵府中) 〓 国対副委員長、高橋千亜紀(本郷) 〓 国対副委員長、森下樹樹(杉並) 〓 広報副委員長、小倉修品(川) 〓 広報副委員長、川邊洋二(北沢) 〓 広報副委員長、高橋晃一(大森) 〓 後援会対策副委員長、阿部勉(武蔵野) 〓 後援会対策副委員長、坂田稔(板橋) 〓 規約改正推進特別委員長

【総務会長(1名)】 脇坂雄一(品川)

【総務副会長(2名以内)】 水野よ志(世田谷)、山本竜三郎(蒲田)

【総務(100名以内)】 村田隆秀(須賀)、野口光夫(神田)、須佐正秀(日本橋)、安藤公徳(京橋)、塚本清(芝)、鈴木秀夫(四谷)、渡邊光太郎(麻布)、関屋一馬(小石川)、松原雄士(本郷)、大嶋広太郎(上野)、片岡正行(浅草)、内海敏夫(品川)、恩田聖子(荏原)、松岡啓子(大森)、佐々木千晶(豊島)、森河道太(蒲田)、田原明(世田谷)、高橋恒次(北沢)、守屋みゆき(玉川)、中川達彦(目黒)、竹田剛志(渋谷)、佐竹茂市郎(新宿)、瀬口盛行(中野)、成田忠幸(杉並)、瀧川清人(荻窪)、荻野力生(板橋)、安田耕三(練馬東)、中村和彦(練馬西)、寺澤司(豊島)、大美賀功貴(王子)、木田正幸(荒川)、立田彰(足立)、石田英夫(西新井)、石崎達郎(本所)、吉村壽貴(向島)、小林愛夫(葛飾)、寺嶋秀夫(江戸川北)、西村新一(江戸川南)、出雲敏昭(江東西)、志目健二(江東東)、平山敬夫(青梅)、直井利恵(八王子)、山口広記(日野)、小椋肇文(町田)、大久保昭彦(立川)、土田士朗(東村山)、亀田義治(武蔵野)、高橋直之(武蔵府中) (以上、単位税政連からの推薦)

しっかりした補償で  
 専門家としてのリスク対応を完全に  
**税理士職業賠償責任保険**  
 新規加入の募集をしています。

日本税理士会連合会では加入をおすすめしています。

保険契約者(団体契約) / 日本税理士会連合会

●お問合せ先  
**㈱日税連保険サービス**  
 〒141-0032  
 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階  
 電話 0120-320-912 FAX 03-5435-0907

ホームページ [ぜいばいほけん](#)

ホームページでは、保険料の試算(保険料計算シミュレーター)ができます。  
 【保険料は全額損金算入可】



# 確定申告期限の見直しを

## デジタル化時代の申告のあり方

### I はじめに

税制改正要望運動が本格化した。令和2年度の重要項目として、1.消費税率の軽減税率制度と適格請求書等保存方式(インボイス方式)の凍結廃止、2.役員給与の損金不算入規定の見直し、3.マイナンバー制度における個人事業者の法人番号化を掲げている。昨年度からの継続要望であるが、今年度は新規要望として所得税の確定申告期限(3月15日)について、申請延長制度を掲げている。時代は昭和、平成、令和へと、デジタル化社会はさらに進化しつつある。このような時代の変化とともに申告期限や税務手続のスケジュールについても本格的に見直しが必要がある。

### II 所得税確定申告期限の沿革

所得税の確定申告期限、3月15日はここからきたのか、その沿革をたどってみる。以下、国税庁のHPから。昭和22年の改正で、所得税に申告納税制度が導入され、昭和29年分が申告納税の最初で、その期限は昭和23年1月31日であった。これ以前の個人所得税は、前年の実績をもとに所得調査委員会の決議にもとじて課税する賦課課税制度であった。しかし、戦後の異常なインフレのため、同時に徴収する源泉分と、前年の実績で課税する賦課課税分とのバランスを

とる必要から、アメリカをモデルとする予算申告納税制度を導入された。その年の所得に課税するので、予め年間の所得額を見積り、その見積額により納税する。具体的には、一年間の所得額を見積もって4月に予定申告し、予定納税額の4分の1を納税。そして7月、10月、翌年1月にそれぞれ4分の1を納税する。翌年の1月になれば年間の所得額は確定するので、そこで税額を計算して確定申告を行い、予定納税額と精算して納税が完了する仕組みである。

### III 所得税確定申告期限までのスケジュール

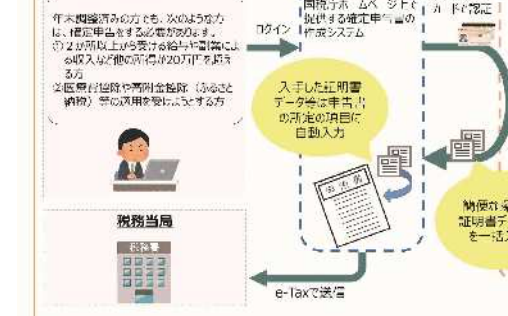
このように3月15日という期限は戦後申告納税制度が導入された中で定められていった。現在、3月15日までの流れとして、給与所得者については基本的に年末調整で所得額の精算は完了し、その他の所得がある場合や医療費控除、年末調整等がある場合に確定申告をする。一方、給与支払者には、給与所得者から年末調整の計算に必要となる情報の提供を受け、

所得税額を確定し過不足の精算をする。また、その情報をとって1月31日までに各市区町村に給与支払報告書の提出や税務署に法定調書や合計表を提出し、報酬料金等の支払先に確定申告に必要な支払調書を発行することになる。確定申告の前段階にあたる年末調整作業に必要な情報を取得し、整理することも正確な申告をする上で重要な状況となっている(配偶者の所得見直し等)。折しも、政府が進めている働き方改革の観点から、一定の期間に業務を集中処理することが難しくなってきた。昨今では、多くの外資系企業が12月、多くの日系企業が3月を決算期末とするところが多い中で、税務手続スケジュールはタイトになってきている。また、10月からの税率引き上げに伴い軽減税率制度が実施された今、確定申告時にも事務処理が増大することが予想される。消費税等の申告期限は3月31日であるが、実務上、所得税の確定申告期限まで、消費税の計算を終わらせているところも多いのではないかと。この観点からも諸外国並みに申告期限を延長できる仕組みを創設すべきである。

(参考) 諸外国の申告期限  
ドイツ 5月末(年末まで延長可)  
米国 4月15日(10月15日まで延長可)

### IV その他申告期限の見直し改正要望

①債権資産に係る固定資産税(以下、償却資産税)ここ数年償却資産税の申告期限、賦課期日について、



働き方改革関連法の施行により、大企業においては本年から、中小企業においては来年以降、時間外労働の上限規制の導入等の措置がなされることとなる。こうした点も踏まえ、延長された法人税や法人事業税(以下、「法人税等」という)の申告期限と消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という)の申告期限を一致させることにより、生じている申告に係る事務負担を削減することで、ビジネス環境を改善し、企業性の向上・働き方改革の推進を図るため、申請により、消費税等の申告期限を一月延長する特別措置を創設する。(経済産業省、令和2年度税制改正要望より)

国税庁は「税務行政の将来像に関する最近の取組状況」スマート税務行政の実現に向けて、令和元年(2019年)6月21日付で公表している。「税務手続のデジタル化(個人の皆様向け)」の中で、「【取組③】マイナンバーを活用した確定申告の簡便化のイメージが記載されている。(図参照)

「確定申告に必要な控除証明書等の情報をマイナンバー経由で一括入手し、そのデータを確定申告書に自動入力できる仕組みの実現に向けた検討を行っています。」  
※仕組みの検討に当たっては、関係者等と連携し、最新の各種セキュリティ対策の導入等、情報の取扱いに細心の注意を払います。

このように、現段階では申請延長の要望であるが、税務手続スケジュールについても時代・実状に合わせていくべきである。納税者の権利利益に配慮したうえで利便性、簡便性、そして正確性向上の観点から年末調整のスケジュールから確定申告期限まで検討していくべきである。(政策委員長・菅原祥彦)

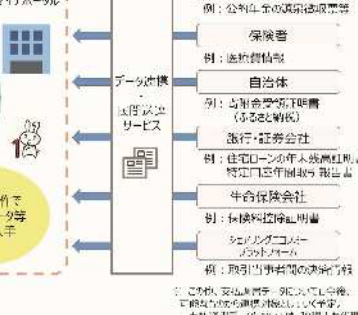
### I 納税者の利便性の向上

## 税務手続のデジタル化 (個人の皆様向け)

### 【取組③】マイナンバーを活用した確定申告の簡便化のイメージ

確定申告に必要な控除証明書等の情報をマイナンバー経由で一括入手し、そのデータを確定申告書に自動入力できる仕組みの実現に向けた検討を行っています。

※仕組みの検討に当たっては、関係者等と連携し、最新の各種セキュリティ対策の導入等、情報の取扱いに細心の注意を払います。



働き方改革関連法の施行により、大企業においては本年から、中小企業においては来年以降、時間外労働の上限規制の導入等の措置がなされることとなる。こうした点も踏まえ、延長された法人税や法人事業税(以下、「法人税等」という)の申告期限と消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という)の申告期限を一致させることにより、生じている申告に係る事務負担を削減することで、ビジネス環境を改善し、企業性の向上・働き方改革の推進を図るため、申請により、消費税等の申告期限を一月延長する特別措置を創設する。(経済産業省、令和2年度税制改正要望より)

国税庁は「税務行政の将来像に関する最近の取組状況」スマート税務行政の実現に向けて、令和元年(2019年)6月21日付で公表している。「税務手続のデジタル化(個人の皆様向け)」の中で、「【取組③】マイナンバーを活用した確定申告の簡便化のイメージが記載されている。(図参照)

このように、現段階では申請延長の要望であるが、税務手続スケジュールについても時代・実状に合わせていくべきである。納税者の権利利益に配慮したうえで利便性、簡便性、そして正確性向上の観点から年末調整のスケジュールから確定申告期限まで検討していくべきである。(政策委員長・菅原祥彦)

韓国 5月31日(6月30日まで延長可)

「当面の問題」シリーズ 130

個人の賦課期日は12月31日として申告期限を3月15日、法人は決算日を賦課期日として申告期限を法人税の申告期限とする要望が行ってきた。これは、申告期限、賦課期日が所得税又は法人税の決算日、申告期限の相違により、決算日までに資産が確定しないため申告漏れによる過年度の賦課決定等、納税者、行政にとっても過度な事務負担が生じているため見直しを求めている。

「確定申告に必要な控除証明書等の情報をマイナンバー経由で一括入手し、そのデータを確定申告書に自動入力できる仕組みの実現に向けた検討を行っています。」

働き方改革関連法の施行により、大企業においては本年から、中小企業においては来年以降、時間外労働の上限規制の導入等の措置がなされることとなる。こうした点も踏まえ、延長された法人税や法人事業税(以下、「法人税等」という)の申告期限と消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という)の申告期限を一致させることにより、生じている申告に係る事務負担を削減することで、ビジネス環境を改善し、企業性の向上・働き方改革の推進を図るため、申請により、消費税等の申告期限を一月延長する特別措置を創設する。(経済産業省、令和2年度税制改正要望より)

ずっと安心するためには、マイナンバーも電子申告も達人シリーズ!

東京税理士会推薦だからできるこの価格  
税務6本セットに電子申告の達人をプラスして

電子申告セット 月額 12,800円(税抜)

(ソフト保守料・電話サポート込み)  
※別途組合費・出資金のご負担をお願いいたします。

法人税の達人、遺贈債の達人、消費税の達人、内訳状況書の達人、所得税の達人、年報・法定調書の達人、電子申告の達人

東京税理士会データ通信協同組合 Tel: 03-3341-0260 URL: http://tokyo.zenkoku-data.net E-mail: eigyou@tokyodata.or.jp



第3号議案

令和元年度運動方針決定の件  
令和元年度運動方針

一 運動方針  
わが国の国内景気は足踏み状態にあり、海外情勢の懸念もあって不透明な状況にある。また、自然災害や急速に進む少子高齢化等に対する課題も山積しており日本経済はまだまだ不安定な状況である。

また、令和元年7月の第25回参議院議員通常選挙後、いよいよ10月より消費税率10%への引上げ、併せて軽減税率制度の導入が法律により予定されている。このような状況下における令和2年度税制改正に向けての喫緊の課題として、「消費税率の軽減税率と並んでインボイス制度導入の凍結、廃止」、「役員給与の損金不算入規定の見直し」、「マイナンバー制度における個人事業者番号の導入」が挙げられる。

特に、消費税率引上げに伴う低所得者への配慮、納税義務者である事業者への事務コスト負担についても、本連盟は複数税率の導入ではなく、単一税率の維持による給付措置により行うべきであるという要望を引き続き行っていく。「インボイス制度」の導入についても、事務コスト負担やいわゆる免税事業者排除の問題の観点から、「軽減税率制度」とともにより強く凍結、廃止の運動を行っていくかなければならない。

一方、税理士法改正において、日本税理士会連合会は令和元年5月13日付で次

期税理士法改正に向けた検討に資するべく、「次期税理士法改正に関する答申」を公表し、税理士会会員からの意見募集を行った。東京税理士会においても、さらに魅力ある制度として将来にわたり維持・発展できるように、あるべき税理士制度の構築に向けた検討が進められている。本連盟としても東京税理士会の求めに応じ、必要な施策を講じていく必要がある。

なお、災害関連税制については、平成29年度税制改正において、災害関連税制の恒久化が行われたが、より一層の税制面からの迅速な被災者支援を可能とするための税制の確立に向けた運動を引き続き行う。

本連盟は、このような社会情勢を踏まえて、税理士の社会的・公共的使命を一層自覚しつつ、税理士に対する社会的評価の向上をめざし、東京税理士会及び単位税政連並びに国会議員等後援会との連携を図り、納税者及び中小企業とも協力して運動方針を強力に推進する。

1. 社会の要請する国民のための税理士制度の確立  
2. 憲法の理念に立脚した公平な租税制度の確立  
3. 納税者の声が反映された税制の確立  
4. 租税立憲手続の透明性の確立  
5. 税務行政における適正手続の確立  
6. 中小企業のための企業

をを図る国税通則法的目的規定の改正と納税者権利憲章を策定するための運動を行う。

7. 政府における規制・制度改革の動向を注視しつつ、税理士制度に与える影響に適切に対応する。  
8. 司法制度に対しては、国民のための司法制度構築をめざし、税理士の立場を踏まえて積極的な役割を担うための運動を行う。

9. 災害関連税制については、被災者に対し、より一層の税制面からの支援が必要であるため、迅速な被災者支援を可能とするための税制確立に向けた運動を行う。

10. 税理士に期待される社会的役割を踏まえて、登録政治家資金監査人制度、地方自治体・地方独立行政法人等の監査制度、行政不服審査法改正に伴う審理員制度の充実等に資するための公益的業務に積極的に参画していくための運動を行う。

11. 税理士法第52条違反行為等、業務及び職域の侵害となる動向に対して厳格に対応する。  
12. 国及び地方公共団体の公会計制度改革(複式簿記・発生主義会計)の実現のための運動を強力に行う。

13. 国民に信頼される民主的な租税制度の発展に資するため、国民のための租税教育及び簿記会計の普及を促進を行う。  
14. 本連盟の活動状況の広報を充実し、会員及び外部関係者からの意見集約に努めつつ、積極的な活動を行う。

第5号議案

令和元年度収支予算決定の件  
令和元年度収支予算

令和元年7月1日から令和2年6月30日まで

Table with 5 columns: 科目区分, 科目, 予算額, 前年度予算額, 増減, 摘要. Includes sections for (収入の部) and (支出の部).

第4号議案

令和元年度組織活動方針決定の件  
令和元年度組織活動方針

令和元年度運動方針に基づき、各機関において事業活動を強化し、社会の要請する国民のための税理士制度の確立並びに規制・制度改革の動向への対応等に組織を挙げて取り組むとともに、次の運動を強力に推進する。

一 政策委員会

1. 本年度運動方針に基づき、各機関において事業活動を強化し、社会の要請する国民のための税理士制度の確立並びに規制・制度改革の動向への対応等に組織を挙げて取り組むとともに、次の運動を強力に推進する。

二 財務委員会  
三 組織委員会

1. 本年度運動方針に基づき、各機関において事業活動を強化し、社会の要請する国民のための税理士制度の確立並びに規制・制度改革の動向への対応等に組織を挙げて取り組むとともに、次の運動を強力に推進する。

二 財務委員会  
三 組織委員会

1. 本年度運動方針に基づき、各機関において事業活動を強化し、社会の要請する国民のための税理士制度の確立並びに規制・制度改革の動向への対応等に組織を挙げて取り組むとともに、次の運動を強力に推進する。

二 財務委員会  
三 組織委員会

1. 本年度運動方針に基づき、各機関において事業活動を強化し、社会の要請する国民のための税理士制度の確立並びに規制・制度改革の動向への対応等に組織を挙げて取り組むとともに、次の運動を強力に推進する。

二 財務委員会  
三 組織委員会



4. 単位税政連会長・幹事長合同会議及びブロック別単位税政連会議を主宰する。
5. 証票交付式において新規登録者に対し、税政連への加入勧奨を行う。
6. 財務委員会と連携して、会費及びサポート募金の円滑な取納を図る。
4. 国対委員会
1. 本年度の運動方針に基づき、本連盟の施策実現のための必要な政治活動を行う。
2. 税理士制度の更なる発展を目指し、納税者のための民主的な税制を確立するため、税理士による国会議員等後援会と連携し、積極的に国会議員等に対し陳情活動を展開し、その実現を図るための活動を行う。

3. 各選挙ごとに本連盟の選挙対策を企画立案し、各単位税政連及び国会議員等後援会と連携し、選挙の際の応援活動体制の整備及び強化を図る。
4. 国会議員、地方議会議員等との懇談会を企画実施する。
5. 中小企業関係団体等との連携強化を図り、国政等に対し、共に陳情等の具体的運動を実施する。
6. 公職選挙法等の理解と、選挙に対する正しい認識の研修と普及に努める。
7. 政治資金規正法の理解と、適正な政治資金監査の普及に努める。
5. 広報委員会
1. 本連盟の目的達成のため機関紙「東京税政連」を発行し情報の提供を行う。

2. 各単位税政連並びに国会議員等後援会の活動状況を紹介する。
3. 改正税理士法のその後への動向を注視し、機関紙及びホームページを通じて会員への情報提供を行う。
4. 納税者、議員、中小企業団体等に対して本連盟の事業活動を積極的にPRする。
5. 全国の各税政連と交流し、情報の交換を図る。
6. 「東京税政連ホームページ」の適正な運営を図るとともに、関連各委員会と連携し、適時、迅速な情報のメール配信を行う。
7. 推薦審査会
8. 各選挙ごとに候補者の推薦につき審査決定する。
9. 規約改正推進特別委員会

### 第53回定期大会質疑応答(要旨抜粋)

- 【第4号、5号、6号議案】  
 1. 内田代議員(町田) 軽減税率制度導入後も引き続き廃止に向けて活動することだが、具体的な戦略はあるのか。  
 2. 菅原政策委員長 10月に軽減税率制度導入となるが、導入直後に廃止の考え方が変わってくる。
- 【第7号議案】  
 1. 吉川幹事長 現行の規約ひな形では、支部の会員をもって組織するとなっており、支部会員の全員が税政連の会員とは規定していない。また、会費を納入しなければならぬと規定されているので、会費を納入しなければ支部の会員としての権利も享受できない。税政連の会員として、税政連の規約改正を先方に示すよう要望する。
- 【第8号議案】  
 1. 内田代議員(町田) 予算の支出に際し、日税政分担金の削減の意向を先方に示すよう要望する。
- 【第9号議案】  
 1. 井上代議員(京橋) 会員増強策の一環として、「税制改正要望書(概要)」のようなカラー刷りのチラシを作成できないか。その中には、これまでに実現した税制改正要望や税政連の意義などを盛り込み、訴求効果のあるものを作成されたい。印刷に経費がかかるのであれば、デザインされたデータを提供されたい。
- 【第10号議案】  
 1. 菅原政策委員長 軽減税率制度の廃止に向けて、3~5年の間に対応したいとの説明があったが、4年後にはインボイス制度が導入される。この制度は我々の顧問先にとって影響が大きいので、インボイス導入前に軽減税率制度が廃止されるよう活動されたい。



来賓あいさつ 東京税理士会会長 西村 新

## 税理士法改正、次のステップへ

第53回定期大会がこのように盛大に開催されましたことをまずもってお慶びを申し上げます。

また、先日台風15号の影響で千葉が大変な被害を受けました。本会では、お見舞金につきまして会報10月号に掲載させていただきましたので、皆様方の温かいお志をよつしくお願いいたします。

さて、先ほど渡邊会長のあいさつの中にもございましたが、本会は東税政と共に活動しております。また、優秀な中小企業を次の世

代に残していくお願いをしており、強会を開催いたしました。14項目です。本会では地域の金融機関との「次期税理士法改正に関する答申」について日税連が考えていることを神津会長から説明していただきました。11月末までに会員一人ひとりの意見を募集しております。1つでも2つでも、是非ご意見を寄せていただきたいと思います。意見をまとめた後、各支部で集約して皆さんが考えているものと同じ方向性が見いだせれば、日税連の制度で取りまとめ、次の法律の改正に進むものと思われま。是非ご意見を出していただければと思います。

すので、地元の都議会や区議会等の議員にもお話をさせていただければと思っております。ここで会務の報告をさせていただきます。先日の日税連の神津会長をお集まりの皆様方のご事業のご繁栄を祈念いたしまして、日税連制制度部の答あひさつさせていただきます。申の内容に関する説明と会員の意見をお聞きしようというので、勉強した。



菅原政策委員長 西尾代議員(新宿) かつて消費税の税額計算において



吉川幹事長 現行の規約ひな形では、支部の会員をもって組織するとなっており、支部会員の全員が税政連の会員とは規定していない。また、会費を納入しなければならぬと規定されているので、会費を納入しなければ支部の会員としての権利も享受できない。税政連の会員として、税政連の規約改正を先方に示すよう要望する。

## 50代の方必見!!

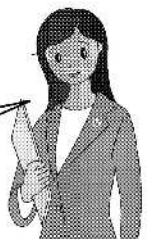
にちげいきょうさい 日本税理士共済会

## の団体介護保障 申込受付中!

ご加入いただける方  
 <税理士本人・配偶者>  
 新規加入 70才まで。更新 80才まで。  
 <本人・配偶者の実父母>  
 新規加入、更新ともに 85才まで。  
 パンフレットで負担金の安さをご確認下さい!



50代の方の加入が増えています。  
 月々1,000円以下の負担で  
 「ある日突然」に備えましょう。  
 ※要介護2以上で介護保険金  
 400万円を支給します。



にちげいきょうさい 日本税理士共済会  
 〒41-0032 東京都中央区大塚1丁目1番8号 日本税理士共済会

TEL 03-5740-0321

http://www.zeirishikyosai.com

日本税理士共済会は、公益財団法人日本税務研究センターが運営する「日税研通信ゼミ」を支援しています。



第53回定期大会来賓一覧

衆議院議員

- 海江田万里(立・東京1) 山田美樹(自・東京1) 山田清人(自・東京2) 石原宏高(自・東京3) 松原仁(無・東京3) 平将明(自・東京4) 若宮健嗣(自・東京5) 手塚仁雄(立・東京5) 落合貴之(立・東京6) 越智隆雄(自・東京6) 松本文明(自・東京7) 石原伸晃(自・東京8) 菅原一秀(自・東京9) 鈴木隼人(自・東京10) 下村博文(自・東京11) 太田昭宏(自・東京12) 鴨下 一郎(自・東京13) 松島みどり(自・東京14)

- 秋元 司(自・東京15) 柿沢 未途(無・東京15) 大西 英男(自・東京16) 初鹿 明博(立・東京16) 平沢 勝榮(自・東京17) 松本 洋平(自・東京19) 末松 義規(立・東京19) 木原 誠二(自・東京20) 長島 深久(自・東京21) 小田原 潔(自・東京21) 伊藤 達也(自・東京22) 山花 郁夫(立・東京22) 小倉 将信(自・東京22) 伊藤 俊輔(立・東京23) 井上 信治(自・東京23) 安藤 高夫(自・東京23) 高木 啓(自・東京23) 高木 陽介(公・東京23) 神田 憲次(自・愛知5) 鷲尾英一郎(自・新潟2)

参議院議員

- 中川 雅治(自・東京都) 丸川 珠代(自・東京都) 武見 敏三(自・東京都) 朝日健太郎(自・東京都) 西田 昌司(自・京都府) 山口那津男(公・東京都) 竹谷とし子(公・東京都) 塩谷 文夏(立・東京都) 音喜多 駿(立・東京都) 片山さつき(自・全比) 白 眞勲(立・全比)

非現職

- 土屋 正忠 自・自由民主党、公・公明党、立・立憲民主党、維二日本維新の会、無・無所属 本人出席は太字

都議会議員

- 【都民ファーストの会】 西郷あゆ美(中央区) 増子博樹(文京区) 保坂真宏(台東区) 成清梨沙子(墨田区) 伊藤悠(目黒区) 粟下善行(大田区) 福島理恵子(世田谷区) 荒木千陽(中野区) 本橋弘隆(豊島区) 瀧口学(荒川区) 木下高美子(板橋区) 村松一希(練馬区) 馬場信男(足立区) 後藤泰美(足立区) 田之上郁子(江戸川区) 滝田泰彦(八王子市) 岡角穂(八王子市) 増田一郎(立川市) 山田浩史(三鷹市) 森村隆行(青梅市) 内山真吾(昭島市) 辻野栄作(小金井市) 石毛茂(西東京市) 関野杜成(北多摩第1区) 岡本光樹(北多摩第2区) 尾崎大介(北多摩第3区) 【都議会公明党】 細谷祥子(北多摩第4区) 加藤雅之(墨田区) 栗林のり子(世田谷区) 高倉良生(中野区) 長橋桂一(豊島区) 大松成(北区) 小林健二(練馬区) 東村邦浩(八王子市) 中嶋義雄(北多摩第3区) 【都議会自民党】 菅野弘一(港区) 秋田一郎(新宿区) 神林茂(大田区) 三宅茂樹(世田谷区) 清水孝治(立川市) 【都議会立憲民主党・民主クラフ】 藤井智教(練馬区) 【区議会議員】 吉田佳代子(渋谷区議) 阿部祐美子(品川区議) 飯倉昭二(足立区議) (敬称略、順不同)

来賓あいさつ

定期大会での来賓あいさつを抜粋、要約して掲載します。(順不同/文責・広報委員会)

自由民主党 東京都支部連合会会長

鴨下一郎 衆議院議員

いよいよ10月1日に消費税率が10%になり、軽減税率制度に中小・小規模事業者の方が困惑されると思われませんが、専門家である税理士の方々にご指導いただき、円滑に制度が進むようお願いしたいと思います。また、税理士法改正では、業務の境界領域における権限、業務独占部分に関するをもっと主張なさっていくことも税政連の使命の一つだと思いますので、われわれもお役に立てるよう頑張ってお手伝いと思っています。

公明党代表

山口那津男 参議院議員

税制には様々な課題がございますが、中小企業が災害対応の設備投資に対して改善計画を作った際に税制でも支援できる法律については、まだまだ周知されておりません。また、事業承継では第三者承継が可能となる税制の負担軽減の対応策を作ること、さらに、ひとり親に支援を拡充していく税制などについて、納税者の一番近くにいる税理士の方々のご意見が制度決定のプロセスに反映されるように頑張っていく決意であります。

立憲民主党最高顧問

海江田万里 衆議院議員

消費税には30年の歴史がありますが、今回初めて軽減税率が導入されます。これにはいろいろな混乱があるかと思われるが、私どもは、軽減税率につきましてもやはり反対の立場を明らかにいたします。また、ポイント制などを導入してキャッシュレスの動きが加速していることも心配であります。消費税の問題など私どもは勉強していきますので、その際は税理士の方々のお力を借りてより良い税制を作っていきたいと思っています。

「税政連サポート募金」にご協力をお願いします

本連盟は、国民のための税理士制度及び租税制度を確立するために必要な政治活動を行っています。

税政連へのご協力をお願いいたします。

Support 2019 10 5,000円

税政連 サポート募金ご協力をお願いします。

「税政連サポート募金」は政治資金規正法の関係上、個人の税理士の方を対象としております。法人にお勤めの方がお振込をされる場合は個人名をご記入下さいませようお願い申し上げます。また、個人の方についても日本国籍を有する方に限らせていただきます。(規正法第21条、第22条の5)

※募金用の郵便振込用紙を挟み込んでおります。

【東京税理士会・東京税理士政治連盟共催】

「税制改正要望フォーラム2019」開催のご案内

日 時 令和元年11月14日(木) 午後1時30分～4時30分
会場 衆議院第一議員会館 地下1階 大会議室
構成 【第1部】「令和2年度税制改正に関する要望」の説明
講師：東京税理士政治連盟 政策委員長 菅原祥元氏
【第2部】パネルディスカッション「令和2年度税制改正の動向について」
パネリスト：衆議院議員 越智隆雄氏、辻清人氏、山田美樹氏
東京税理士会 調査研究部長 矢ノ目忠氏
東京税理士政治連盟 副会長 吉川裕一氏
コーディネーター：東京税理士政治連盟 政策委員長 菅原祥元氏
定員 先着100名(※受講の際には入館証が必要となるため、必ず事前に申し込んでください。)
参加費 無料
申込方法 「東京税理士界」10月1日号案内版(19面)掲載の申込書に必要事項をご記入のうえ、お申込み下さい。
※研修カードを当日ご持参ください。
※講師は公務の都合により変更となることがあります。
【問合せ先】東京税理士政治連盟事務局 TEL03(3356)4479

日税グループは、税理士界一筋おかげさまで45周年

税理士事務所サポート
何でもお気軽にご相談ください。
\* 税理士顧問料の集金代行
\* 税理士・職員向け研修会の企画・運営
\* 関与先の事業に係わる集金代行
\* 関与先の経営課題解決
日税ビジネスサービス
0120-155-551

不動産の売買仲介
信頼性の高い資料を提供
相続・収益物件 物件調査
買取価格査定書 不動産鑑定評価書
【売買価格査定書】 【不動産鑑定評価書】
日税不動産情報センター
03-3346-2220

生命保険
何でもお気軽にご相談ください。
全税共栄団料率で
保険料が割安
生きるための
がん保険 Days 1
引受保険会社 / アフラック
日税共栄会保険代行
0120-922-752

生保・損保
全税共栄団料率で割安
就業不能サポート
(団体所得補償保険)
生涯収入プロテクション
(団体長期障害所得補償保険)
引受保険会社 / 損保ジャパン日本興亜
日税サービス
0120-312-112





**台風の跡**

先日の台風で被害にあわれた方にお見舞い申し上げます。一日も早い復興をお祈り致します。

私の朝の目録は、自宅の窓から見える樹齢30年(品川区指定天然記念物)「を眺めること」です。ヒルの6階にも届くかという大きさ。毎朝そこをのぞき見て、今日の天気を見ます。

台風15号では、私の住まいでも夜中に大変な風が吹き続け不安な一夜を過ごしました。

朝になりいつものように外を眺めると、その夕フノキがいつもと何か違

います。よく見ると本木の枝が折れて道を塞いでいる様です。近くまで行ってみると、その横になぜか山の様なワイヤーハンガーがあります。一体これは？としばしば考えました。ノキ(品川区指定天然記念物)「を眺めること」です。ヒルの6階にも届くかという大きさ。毎朝そこをのぞき見て、今日の天気を見ます。きつこの中のう?

3本は、ウチのたわ。ここに住んで毎日見えてきた夕フノキ、形は少し変わってしまっただけです。

**私のスナック**

松山 里果 (品川)



海江田万里後援会定期総会(R1.9.17) 末松義規後援会定期総会(R1.9.17) 平将明後援会講演会(R1.9.17) 萩生田光一後援会定期総会(R1.8.30)

**後援会の活動**

**ほのぼの喫茶室** [栗の味の思いが深い]

構成/菅乃廣 画/ながさわとろ

秋の味覚 栗ごはんを作りました

でも栗の味って種が入ってないよね? 種が入ってないよ? 栗が入った種が入った見たことない...

今ママが食べている栗の実...じつはそれが栗の種なのよ!

えー! 知らなかった!

NEWS 土産袋の底に金貨があったんです

お菓子だと思ったら金貨だったのね

いろいろな思いが深いからね!



萩生田光一文科大臣 石原伸晃議員



一斉陳情を実施

本連盟では、9月4日と9日を中心に60名(ポスティングを含む)を超える議員に対し税制改正要望の陳情を行った。(写真は順不同)

10月1日から消費税率が8%から10%へ増税され、同時に軽減税率制度がスタートした。初日はレジの切替えがうまくいかず、消費税0%で営業した所もあったと聞く。

今回、増税と同時に「キャッシュレス決済に対するポイント還元制度」が導入された。来年6月までの期限付きではあるが、キャッシュレス決済で中小事業者



太田昭宏議員

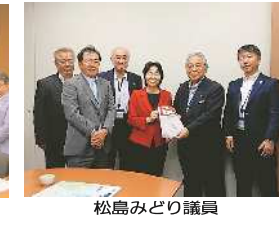


片山さつき議員

から買入物をすれば、5%もしくは2%がポイントで戻ってくるという。しかし調べてみると、以前からキャッシュレスに対する対応している店であっても、決済事業者に改めて還元対象の登録をしなければ、ポイントは還元されない。9月初旬、関与先に「登録



松本文明議員



松島みどり議員

会計事務所様のこんなお悩み、ご相談ください。

**MJSが解決します。**

3400イメージコンサルティング 高橋ひかる

顧問先に自計化を推進したい

かんたんクラウド 検閲

顧問先にコスト削減の提案をしたい

楽たす 検閲

大量の仕訳に追われて大変!

楽たす 検閲

「検索」で、目からウロコの「解決策」見つかります。

MJS 株式会社ミロク情報サービス 首都圏統括部 TEL.03-3241-3691



東税協共栄会

口座振替で集金業務を効率化

# 1件からご利用可能! 『関与先向け集金代行サービス』

【NSS口座振替システム(Eタイプ)導入のメリット】

初期導入費不要!!

1. 簡単に使いやすい  
Web画面でのデータ入力で「年会費」や「変動する請求金額」にも対応できます。
2. 振替日は3つの中から選択  
ご契約にあたり8日・22日・27日のいずれかの口座振替日をご指定いただけます。
3. 丁寧なサポート  
コールセンターの専任スタッフが操作方法など親切・丁寧にサポートいたします。  
※NSS日本システム収納による所定の審査があります。

請求1回あたりのご利用料金(税別)

100口座未満	7,500円+35円×請求口座数
100口座以上	110円×請求口座数



関与先をご紹介ください!

ご成約の場合  
紹介手数料を  
お支払いします



東税協共栄会・NSS「紹介キャンペーン2019」  
対象期間/2019年4月1日~2020年3月31日

対象契約/期間中の「紹介契約」  
表彰対象/東京税理士協同組合の48支所  
表彰基準/紹介件数3件以上で10,000円(新設)  
振替開始件数3件以上で30,000円  
5件以上で50,000円を支所へ贈呈  
※1年間の合計件数に応じて、いずれかの基準で支所に贈呈

<お問い合わせ> 大同生命グループ NSS日本システム収納株式会社 TEL 0120-700-676

口座システムの詳細はWebで  
日本システム収納 検索

税理士業務に関する専門店

## 東税協直営売店をご利用ください

東京税理士会館1階

東税協の組合員、準会員の皆さまには3つの特典

1. 一部の商品を除き定価の10%割引
2. 1回のお買い上げ金額5千円(10%割引後)以上は送料無料
3. 代金後払いサービス  
組合員・準会員特別優待券をご利用いただけます。  
ホームページ・FAXにてご注文ください。

直営売店をご利用の際は 組合員証・準会員証をご提示ください

直営売店の利用実績を支所交付金に反映させるために組合員証・準会員証のご提示が必要となりますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

令和元年版 組合員価格240円

確定申告の早見表 今年度も11月初旬に入荷予定です。

絶賛発売中!!

2020年版

「税務手帳」 組合員価格 854円

「税務日誌」 組合員価格 2,204円

「職員執務日誌」 組合員価格 1,782円

税務手帳50冊、  
税務日誌30冊以上から 名入れできます!(押捺料3,500円)

※税務手帳80冊、税務日誌50冊以上は押捺料無料

<お申込み・お問い合わせ> 東京税理士協同組合直営売店 (TEL・FAXは下記をご覧ください)

相続対策の頼れる  
パートナー



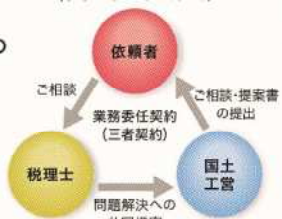
株式会社国土工営

「株式会社国土工営」は、  
税理士と国土工営がそれぞれの  
専門知識と技術を持ちより  
問題の解決にあたる  
「トリネテシステム」を通じ、  
クライアント様の大切な  
資産・事業をお守りします。

お客様・税理士・(株)国土工営の三者契約方式を「トリネテシステム」と呼び、商標登録しています。

株式会社 国土工営  
〒162-0814 東京都新宿区新小川町6番36号 S&Sビル2階  
TEL:03-5227-3601 FAX:03-5227-3604  
http://www.kokudokouei.co.jp

(トリネテシステム)



POWERS UNLIMITED

株式会社パワーズアンリミテッド

東税協共栄会

不動産管理代行事業

アパート、マンション経営でお悩みを抱えている方へ  
確かなノウハウでオーナー様のお悩みを解決に導きます

- お悩み ① 部屋がうまらない...  
空室問題の把握と分析をし、  
募集方法の見直しを実施
- お悩み ② 滞納者が多くて困る...  
家賃集金の早期チェック~督促業務まで機敏に対応
- お悩み ③ 管理が煩わしい、現在の管理に不満がある...  
管理内容、修繕、原状回復トラブルの解決まで細かくご提案

事業化実績  
496棟  
7,220戸



株式会社パワーズアンリミテッド

【東京本社】〒162-0066 新宿区市谷台町8-8 TEL:03-5362-0880  
【吉祥寺支店】〒180-0003 武蔵野市吉祥寺南町2-4-12 TEL:0422-79-8800

東京税理士協同組合 <https://www.tozeiky.or.jp>

組合事務局

〒151-0051  
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1  
東京税理士協同組合会館  
TEL 03(5363)2011(代) FAX 03(5363)2008



直営売店

〒151-0051  
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6  
東京税理士会館1階  
TEL 03(3354)6141(代) FAX 03(3354)6446

